

# 特別活動

## 1 改訂の基本方針

特別活動は、教育課程審議会の答申に示された改善のねらいを踏まえ、次のような基本的な考え方の下に改訂された。

### (1) 特別活動の性格及び指導の重点の明確化

特別活動は、望ましい集団活動を通して個性の伸長と豊かな人間性の育成を目指すという現行のねらいを継承しながらも、ホームルームや学校の生活への適応や好ましい人間関係の確立という学校生活の充実に欠かせない教育活動であることを踏まえて、集団や社会の一員としての自覚と責任感を深め、社会性の育成の一層の充実を図るという点から指導の重点の明確化と内容の改善が図られた。

### (2) 特別活動の内容構成等の見直し

クラブ活動は、それとほぼ同じ特質や意義をもつ教育活動として、放課後等における部活動が従来から広く行われており、また、地域の青少年団体やスポーツクラブなどに参加し、活動する生徒も増えつつあるという状況も踏まえて、今回廃止された。

また、特別活動の他の内容についても、新しい教育課程の下での教育活動という視点から内容構成やその取扱いについて改善が図られた。

### (3) 各学校の創意工夫の発揮と開かれた教育活動の展開

今回の、教育課程の基準の改善の柱の一つとして、答申では「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」が示されているが、この視点は、特別活動においては特に重要であり、各学校の創意工夫の発揮をさらに進めるとともに、開かれた教育活動の一層の展開を図る視点から内容の改善が図られた。

## 2 主な改訂事項

### (1) 目標

特別活動の目標については、基本的には現行どおりであるが、社会の一員としての自覚を深め、社会生活上のルールへの尊重や責任感を高め、より一層社会性の育成を目指す観点から、「集団の一員」という現行の文言が「集団や社会の一員」という表現に改められ、次のように示された。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

高等学校では、義務教育の基礎の上に立って、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、地域社会、国家・社会、さらには国際社会を視野に入れた人間としての在り方生き方についての自覚を深めていくことが大切である。

また、人間関係の希薄化や自己中心的な傾向が広がる今日、社会の一員としての自覚と責任感を深めることは重要な課題であり、そうした観点から目標の改善が図られた。

## (2) 内 容

### A ホームルーム活動

ホームルーム活動については、生徒がホームルームや学校の生活に適応し、自己や集団の生活の充実・向上に主体的に取り組み、自己実現を豊かに進めていくことを重視し、「ホームルームや学校の生活への適応」という文言が新たに加えられた。

また、そうした指導の推進とかかわって、ガイダンスの機能を充実する観点から、これまでの活動内容の(2)にあった「学業生活の充実」を(3)に統合し、ホームルーム活動の活動内容は、次の3つの内容で構成されている。

- |  |
|--|
| (1) ホームルームや学校の生活の充実と向上に関すること<br>(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること<br>(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること |
|--|

また、活動内容ごとの例示についても、社会性の育成や人間としての在り方生き方にかかわる指導などを重視する観点から、社会生活における役割の自覚と自己責任、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解、学ぶことの意義の理解、心身の健康などにかかわる例示などが新たに加えられるとともに、ホームルーム活動がより活発に展開されるよう、現行の例示を整理・統合するなど改善された。

### B 生徒会活動

生徒会活動については、ボランティア活動など地域等における社会貢献や社会参加の活動を一層重視する観点から、活動内容として新たに「ボランティア活動など」が加えられた。生徒会としてのボランティア活動はもとより、地域の人々との交流や学校間の交流などを進め、自主的・実践的な態度や社会性の育成を図ることが重視されている。

### C 学校行事

学校行事については、現行と同様、次の5種類の行事が示されている。

- |  |
|--|
| (1) 儀式的行事<br>(2) 学芸的行事<br>(3) 健康安全・体育的行事<br>(4) 旅行・集団宿泊的行事<br>(5) 勤労生産・奉仕的行事 |
|--|

特に、勤労生産・奉仕的行事において、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験などの充実が明示されている。ボランティア活動については、ホームルーム活動や生徒会活動においても新たに示されており、相互の関連を図りながら、内容の充実を図る必要がある。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成と内容の取扱いに関する配慮事項の要点は、次のとおりである。

項目	観点	配 慮 事 項
指導計画の作成	全体の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校の創意工夫を生かすこと</li> <li>②学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮すること</li> <li>③教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること</li> <li>④ボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること</li> <li>⑤家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること</li> </ul>
	生徒指導 教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導の機能を十分生かすこと</li> <li>②生徒の家庭との連絡を密にした教育相談(進路相談を含む。)を適切に実施できるようにすること</li> </ul>
	ガイダンスの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校生活への適応に役立てること</li> <li>②人間関係の形成に役立てること</li> <li>③教科・科目や進路の選択などの指導に役立てること</li> </ul>
	人間としての 在り方生き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ホームルーム活動を中心に行うこと</li> <li>②特別活動の全体を通じて行われるようにすること</li> <li>③他の教科、特に公民科との関連を図ること</li> </ul>
内容の取扱い	ホームルーム活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図ること</li> <li>②個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うこと</li> <li>③生徒の自発的、自治的な活動を助長すること</li> </ul>
	生徒会活動	教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるようにすること
	学校行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること</li> <li>②幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること</li> </ul>
	学校給食	実施の場合は、特別活動の一環として適切な指導を行うこと
国旗・国歌	入学式や卒業式など	国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること
担当教師	ホームルーム活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原則としてホームルーム担任の教師が指導すること</li> <li>②活動の内容によっては、他の教師などの協力を得ること</li> </ul>

なお、今回改訂された主な点は、次のとおりである。

(1) 指導計画の作成

- ア ボランティア活動、就業体験などが加えられた。
- イ ガイダンスの機能が明示された。
- ウ ホームルーム活動の授業時数にかかわる配当についての取扱いが削除された。

(2) 内容の取扱い

- ア ホームルーム活動について、指導内容の重点化を図るよう明示された。
- イ 学校行事について、行事及びその内容の重点化とともに、自然体験や社会体験などの充実が明示された。
- ウ クラブ活動の廃止に伴い、クラブ活動にかかわる記述が削除された。

#### 4 質疑応答

問1 ガイダンスの機能の充実はどうして必要か。

ガイダンスの機能の充実については、今回の学習指導要領の改訂ではじめて示された。高等学校では、学習における生徒の選択の幅が大きく、また、総合学科や単位制高校など、特色ある学校・学科の設置が進みつつある。進路に関しても、就職や進学など多様であり、選択教科・科目や進路等についての的確な理解と主体的な選択決定が求められる。他方、中途退学や学校不適應等の問題の解決も重要な課題であり、学校生活への適応や好ましい人間関係の確立における指導の充実が必要になっている。

こうした課題に対して、生徒が学校生活によりよく適応するとともに、学業や進路等における選択、さらに自己の生き方などに関して、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう導くための適切な情報提供や案内・説明などの指導・援助を学校として一層進める観点から、特別活動の第3の1の(3)で「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること」と新たに示されたわけである。

また、ガイダンスの機能の充実については、総則の第6款の5の(2)にも示されているように、そうした情報提供や案内・説明などの指導・援助を通して、生徒が現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を学校の教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが重要である。

問2 家庭や地域との連携をどのように推進するべきか。

改訂の基本方針で述べたように、開かれた教育活動の展開は特別活動において重要な課題である。特に、特別活動は、本来的に家庭や地域との結び付きの深い教育活動であり、開かれた学校づくりを進める上で、中心的な役割を担っている。

こうした観点から、指導計画の作成に当たっての配慮事項として、「ボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること」が、また、学校行事の内容の取扱いの配慮事項でも「実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のあ

る人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること」が示された。

なお、こうした開かれた学校づくりの推進のための家庭や地域社会との連携については、総則の第6款の5の(1)に明確に示されている。

### 問3 学校の創意工夫をどのように発揮するべきか。

各学校が、地域や学校、生徒の実態に応じて、創意工夫を発揮して教育活動を進めていくことについては、現行の学習指導要領でも示されているところである。今回、教育課程審議会の答申において、この点が重要な柱として強調されたことを受けて、特別活動においても、各学校の創意工夫、特色ある学校づくりを進める観点から、学習指導要領の一層の大綱化、弾力化が図られた。

具体的には、学校行事の内容の取扱いで述べられているように、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど、各学校の創意工夫が発揮できるよう改善された。また、ホームルーム活動でも、その授業時数の配分に関する記述がなくなり、各学校が、学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化が図られるよう弾力化された。

なお、特別活動の指導を担当する教師については、特別活動の第3の4に示されているように、ホームルーム活動については、ホームルーム担任の教師が指導することが原則だが、それを基本としつつ学年としての協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、ホームルーム活動の充実のために各学校の創意工夫が必要である。また、生徒会活動及び学校行事についても、総則の第6款の5の(5)に示されているとおり、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立していくことが大切である。

### 問4 特別活動の授業時数等はどのようになっているか。

特別活動の授業時数等については、総則の第5款に示されている。今回の学習指導要領の改訂においては、各教科・科目等の授業時数の取扱いについて各学校の創意工夫の余地がさらに広がった。そうした中で、特別活動についてはその性格や役割に即した取扱いが示された。

特別活動のうち、ホームルーム活動の授業時数については、「原則として、年間35単位時間以上とするものとする」と示されている。また、ホームルーム活動については、それが生徒の学校やホームルームでの生活の基盤としての役割を担っていることを踏まえ、特定の学期又は期間に行うことができる各教科・科目の授業と異なり、年間35週行うことを標準として必ず毎週実施することが示されている。

生徒会活動及び学校行事については、総則の第5款の6に示されている「学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする」に基づいて、適切な計画を立てることが必要である。

なお、定時制の課程及び通信制の課程におけるホームルーム活動等の授業時数については、新学習指導要領の総則の第5款の5及び第8款の5で触れられており、その点は、

現行と同様である。

各学校においては、特別活動の各内容の関連に留意するとともに、各教科・科目、総合的な学習の時間との関連も図り、それぞれの学校の教育方針に基づいて、特別活動のねらいが十分に達成できるように、創意工夫を発揮していくことが大切である。

問5 国旗及び国歌の取扱いはどのようになっているか。

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

なお、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

問6 クラブ活動は廃止されたが、部活動の取扱いはどうなるか。

クラブ活動の廃止については、改訂の基本方針のところで述べたが、部活動は従来どおりの取扱いとなる。部活動は学校において計画する教育活動であるが、教育課程の基準としての学習指導要領には示されていない。しかし、学校の管理下で計画し実施する教育活動であるので適切に取り扱うことが大切である。

なお、放課後等における部活動は、生徒の自由な参加と自発的、自治的な活動の展開が求められる活動である。部活動については、今後、学校外活動との関連等も視野に入れ、各学校が地域や学校・生徒の実態等を踏まえて考えていくことが必要である。